

技術提案資料等作成に関する質問回答書

番号	質 問 事 項	回 答
1	<p>添付資料2 工事区分表では消火器が別途工事とされていますが、添付資料1 要求水準図 42頁 消火設備計画で別途工事とされている消火器はUPS室の消火器のみです。要求水準図を正としてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
2	<p>添付資料2 工事区分表ではUPS（情報用・その他）が別途工事とされていますが、添付資料1 要求水準図 34頁 無停電電源設備計画では別途工事とされているのは情報機器用UPSのみです。要求水準図を正としてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
3	<p>横須賀市新市立病院建設工事契約約款第3条において『契約締結後7日以内に要求水準書等に基づいて、実施設計費及び工事代金の内訳書』を提出することとなっていますが、要求水準書第4章第1節1.3（26頁）においては契約締結後速やかに提出することとされています。提出の時期はどちらが正しいでしょうか。</p>	<p>契約約款を正としてください。</p>
4	<p>添付資料1 要求水準図第1章第2節2）（1）高度地区適用除外について（3頁）の表2 評価係数整理表において、神明公園における表13②の評価係数が iv 1.0 と表記されておりますが、高度地区の適用緩和及び適用除外に関する認定基準 14頁表13では評価係数Ⅱ 1.0はiii、0.6はivと規定されております。</p> <p>参考資料3 神明公園測量業務報告書（抜粋）から判断すると iii 1.0と考えられますが、評価係数1.0を正としてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

5	<p>総合評価一般競争入札説明書 23 (1) において『別表1 ②に規定する様式のうち、様式第3号から第8号、第12号から第17号を、別紙「技術提案資料等の提出について」及び「技術提案資料作成要領」に記載のとおり作成し、提出すること。』とありますが、様式第3号から第8号までは先に行った申請書等確認手続きの際に提出させていただいています。再度、同じものを提出しなければならないでしょうか。</p>	<p>様式第3号から第8号は、技術提案資料等の提出にあたり、添付する必要はありません。</p>
6	<p>公表されている予定価格税抜き 168.5 億円に対応する基本設計における積算資料の開示をお願いします。</p>	<p>開示する予定はありません。 提示した資料を基にご検討ください。</p>
7	<p>提案評価項目における全体工期短縮対象は事業期間 48 ヶ月か現場工期 26 ヶ月かご教示ください。</p>	<p>事業期間が対象となります。</p>
8	<p>基本設計者が本事業に参加した場合、その企業が属するグループが提案するVE案（設計にかかるもの）は本来要求水準書に含まれるべきものであり、今回の入札参加者全てに公開されるべきものと考えますが、横須賀市様の見解をお聞かせください。</p>	<p>基本設計者単体で本事業に参加することはありませんので、必ずしもその企業が属するグループが提案するVE案が要求水準書に含まれるべきとは考えておりません。</p>
9	<p>本体掘削に伴い山留施工を行った場合、山留芯材は残置可能として計画してよろしいでしょうか。</p>	<p>撤去することで安全性に支障がでるもの等は存置する計画も可能です。 なお、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版（平成31年3月26日 国営建技第9号）3章3節のとおり、存置する場合は、実施設計図書に特記する必要があります。</p>
10	<p>参考資料-1 参考図 175 基礎伏図に於いて、杭基礎 F11～F33 の指示がありますが配筋要領が不明です。ご指示下さい。</p>	<p>参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。</p>
11	<p>参考資料-1 参考図 176 免震層伏図に於いて、免震基礎 MF1～MFR1 の指示がありますが配筋要領が不明です。ご指示下さい。</p>	<p>参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。</p>

12	<p>参考資料-1 参考図 202・203 FS60 の配筋要領が相違しています。</p> <p>参考資料-1 参考図 リニアック棟断面 リスト(1) — 例) 主力上端筋 D22-@100</p> <p>参考資料-1 参考図 リニアック棟断面 リスト(2) — 例) 主力上端筋 D19-@200</p> <p>何れを正とするかご指示下さい。</p>	<p>基本設計としては D22-@100 が正となりますが、参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。</p>
13	<p>下記の付帯鉄骨について、数量算出できる資料をご指示下さい。</p> <p>①屋上(6階、7階+PH階)の目隠し壁(防音壁)の下地鉄骨 ②屋上(6階)の設備架台鉄骨 ③屋上(7階)のメンテナンスデッキの下地鉄骨 ④外壁 ECP の下地鉄骨 ⑤鉄骨階段 ⑥EV 関連鉄骨 ⑦エスカレーター関連鉄骨 ⑧7階スロープ鉄骨</p>	<p>以下の数量を参考としてください。</p> <p>①屋上(6階)目隠し壁下地鉄骨 →10.2 t ②屋上(6階)設備架台鉄骨 →13.8 t ③屋上(7階)メンテナンスデッキ下地鉄骨 +目隠し+スロープ →153.0 t ④外壁 ECP 下地鉄骨(開口補強) →132.0t ⑤鉄骨階段 →73.2t ⑥EV 関連鉄骨 →本体の鉄骨に含む ⑦エスカレーター関連鉄骨 →本体の鉄骨に含む ⑧7階スロープ鉄骨 →③に含む</p>
14	<p>参考資料-1 参考図 178～185 横補剛材の鋼材寸法が不明です。ご指示下さい。</p>	<p>参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。</p>
15	<p>添付資料-1 要求水準図 71 下記付属建物棟の構造参考資料のご提示をお願いします。</p> <p>①<付属建物棟 1> マニホール室・受水槽ポンプ室 ②<付属建物棟 2> 車椅子駐車場屋根 ③<付属建物棟 3> 危険物保管庫</p>	<p>提示した資料を基にご検討ください。</p>

16	<p>参考資料-01_参考図： 見積にあたり、壁種別図を頂けませんでしょうか。無い場合、要求水準から想定する、という理解でしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
17	<p>参考資料-01_参考図： 見積にあたり、建具図（キープラン・表等）を頂けませんでしょうか。無い場合、要求水準から想定する、という理解でしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
18	<p>リニアックは移設を予定していますか。</p>	<p>移設する医療関連機器等につきましては、来年度以降、決定する予定です。</p>
19	<p>リニアック以外で移設を予定している放射線機器があれば、メーカー、機種名をご提示ください。</p>	<p>移設する医療関連機器等につきましては、来年度以降、決定する予定です。</p>
20	<p>放射線機器以外で移設予定の大型の医療機器があれば、メーカー、機種名をご提示ください。</p>	<p>移設する医療関連機器等につきましては、来年度以降、決定する予定です。</p>
21	<p>契約約款 第8条第1項 基本設計図書の帰属は、株式会社山下設計と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>基本設計図書は横須賀市新市立病院建設工事契約約款の対象ではございません。</p>
22	<p>契約約款 第8条第3項 完成建物の著作権の帰属は、どのようになりますでしょうか。</p>	<p>完成する工事目的物が著作物に該当する場合には、著作権の帰属は受注者にあるものと考えます。</p>
23	<p>契約約款 第12条第2項 「受注者は、その作成する実施設計図書等が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。」との記載がございますが、発注者様はその工事材料等を指定した場合など発注者様の指示につき過失があるときは、賠償額のうちその過失の割合に応じた額を発注者様にてご負担いただけませんか。</p>	<p>第三者の有する著作権等を侵害しないよう実施設計図書等を作成ください。</p>
24	<p>契約約款 第15条第1項 「本工事の全般を統括」とありますが、記述内容から『実施設計と施工』の全般を統括すると解釈されるので、「本契約の履行全般を</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

	統括」との記載と解釈してよろしいでしょうか。	
25	<p>契約約款 第 15 条_統括責任者 契約約款 第 16 条 5_現場代理人</p> <p>現場代理人が監理技術者を兼務する場合のみ現場代理人が統括責任者を兼務できるとの考えで宜しいでしょうか。</p>	貴見のとおりです。
26	<p>契約約款 第 15 条_統括責任者 契約約款 第 16 条 5_現場代理人</p> <p>現場代理人が監理技術者を兼ねる場合は現場代理人が統括責任者を兼ねると認識します。現場代理人と監理技術者を兼務させずにそれぞれ配置する場合において、現場代理人は統括責任者を兼務できないとの考えで宜しいでしょうか。</p>	貴見のとおりです。
27	<p>契約約款 第 15 条 1_統括責任者</p> <p>「代表構成員の監理技術者を本工事の全般を統括する統括責任者として選任し」との記載がございますが、入札参加資格確認申請書に記載した監理技術者を一級建築士の資格を有する者に変更することは可能かご教示ください。</p>	契約約款_第 17 条の 2 第 2 項に記載のとおりです。
28	<p>契約約款 第 15 条 1_統括責任者</p> <p>監理技術者の変更が可能な場合、変更に伴う必要な提出資料の内容と提出締切日をご教示ください。</p>	契約約款_第 17 条の 2 第 2 項に記載のとおりです。なお、建設業務の着手後に監理技術者を変更する場合、新たな監理技術者を工事現場に配置する前に必要書類を提出してください。
29	<p>契約約款 第 15 条_統括責任者 契約約款 第 16 条 5_現場代理人 入札説明書_P11_25 総合評価に係る審査及び評価方法 (2) 及び申請書等に関する質問回答書_No.42. 66</p> <p>統括責任者と現場代理人、監理技術者が兼務する場合においても、プレゼンテーションの参加人数は 4 名まで可能と考えて宜しいでしょうか。</p>	プレゼンテーション・ヒアリングの日時及び場所と同様に病院建設担当から別途指示することとします。

30	<p>契約約款 第 15 条 1_3_統括責任者 契約約款 第 16 条 1_現場代理人</p> <p>統括責任者を補佐する者については一級建築士の資格所持者であれば、実務経験等は問わないとの考えで宜しいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
31	<p>契約約款 第 15 条 3_統括責任者</p> <p>統括責任者を補佐する者については専任、又は常駐の指定は無いとの考えで宜しいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
32	<p>契約約款 第 15 条 3_統括責任者</p> <p>統括責任者を補佐する者の選任はいつまででしょうか。又、配置開始時期をご教示ください</p>	<p>統括責任者と同時期となります。</p>
33	<p>契約約款第 20 条第 1 項</p> <p>入札説明書(令和 2 年 11 月 9 日)5 入札資格の特定建設工事共同企業体による参加《代表構成員》の項目コ及びグループで参加する設計企業《キ設計企業》の項目オの記載から、管理技術者の配置の期限は実施設計図の納品までと解釈してよろしいでしょうか。</p> <p>また、各主任技術者の配置の期限についても同様と解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>建設業務完了までが管理技術者の配置期限となります。各主任技術者についても同様です。</p>
34	<p>契約約款 第 23 条第 1 項</p> <p>「実施設計業務あたり」とは、「実施設計業務にあたり」と解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
35	<p>契約約款 第 16 条 1_現場代理人 契約約款 第 17 条の 2_1_建設業務における監理技術者等</p> <p>第 16 条 1 では「実施設計業務の着手までに現場代理人を選任し、～経歴書を添えて、発注者に提出しなければならない。」第 17 条の 2_1 では「建設業務の着手までに～経歴書を添えて、発注者に提出しなければならない。」と記載があります。</p> <p>現場代理人及び主任技術者等と経歴書の提</p>	<p>現場代理人については、実施設計業務の着手までに現場代理人及び主任技術者等届に経歴書を添えて提出してください。</p> <p>また、主任技術者、監理技術者、専門技術者については、建設業務の着手までに現場代理人及び主任技術者等届に経歴書を添えて提出してください。</p>

	出時期は建設業務の着手までという認識で宜しいでしょうか。	
36	<p> 契約約款 第23条第5項 契約約款 第29条第5項 契約約款 第35条第2項 契約約款 第36条第4項 契約約款 第38条 契約約款 第40条第4項 契約約款 第45条第4項 契約約款 第59条第2項 契約約款 第62条第2項 契約約款 第82条第3項 建築設計業務共通仕様書_第3章_3.8 建築設計業務共通仕様書_第3章_3.15 (1), (3) </p> <p> 「発注者は、～<u>適当と認め</u>たときは、契約期間を延長するものとする。この場合において、<u>発注者は、契約期間の延長の日数を受注者と協議して決定し、書面により受注者に通知しなければならない。</u>」, 「発注者は、必要があると<u>認め</u>るときは、～契約内容の変更を行うことができる。」「～この場合における発注者の負担額は、発注者及び受注者が<u>協議して定める。</u>」, 「発注者は、～<u>必要に応じて</u>～行うことができる。」「～受注者は、～発注者が請求した方法と異なる方法について事前に<u>発注者の承認</u>を得た場合は、その方法による履行の追完をすることができる。」「～発注者において、受注者がその責めに帰すべき事由により提案を履行することができないと判断したときは、～」等の記載がございますが、これらの規定については、事実関係を踏まえ客観的に妥当性のある基準にて合理的にご判断・ご協議等をいただけるものと理解してよろしいでしょうか。 </p>	<p>これらの規定についての基準はありませんので、個別に判断させていただくこととなります。</p>
37	<p>契約約款 第24条第1項</p> <p>「発注者は、実施設計図又は工事目的物しゅん工図に当該契約の内容に適合しないもの（以下この条において「<u>契約不適合</u>」という。）があるときは、受注者に対して、履行</p>	<p>契約約款に記載のとおりです。</p>

	<p>の追完及び損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償の請求については、その契約不適合が受注者の責めに帰すことができない事由に基づくものであることを受注者が証明したときは、この限りではない。」との記載がございますが、履行の追完についても、その契約不適合が受注者の責めに帰すことができない事由に基づくものであることを受注者が証明したときは、この限りではないものとしていただき、また、発注者様に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は、発注者様が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができるものとさせていただきますでしょうか。</p>	
38	<p>契約約款 第24条第3項</p> <p>「前項の規定にかかわらず、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、第1項に規定する請求を行うことができる期間は工事目的物しゅん工図の提出の日から10年とする。」との記載がございますが、実施設計図の契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、係る請求を行うことのできる期間は、竣工日から10年とさせていただきますでしょうか。</p>	<p>しゅん工届の提出の日から10年とします。</p>
39	<p>契約約款 第25条第2項 要求水準書 第4章第1節 1.3) 建設業務におけるコスト管理 (2)</p> <p>「詳細内訳書の金額は、参考内訳明細書のコストを超えることはできない。」「なお、契約金額を超える詳細内訳書は認めないので、要求水準が求める範囲において、実施設計の調整を行ったうえで作成すること。」との記載について、受注者は、設計施工者としてコストコントロールに努めますが、今回の提出金額は、今回ご提示いただいた見積図面に基づき現時点の単価において積算したものであるため、今後実施設計を進めるにあたり、社会情勢の変動など受注者の責に帰すべきでない事由により精算見積金額が今回提示の概算見積金額を上回る場合に</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

	<p>は、実施設計図に対する受注者の変更提案について積極的にご採用いただくなど、請負金額の低減について発注者様にもご協力いただけるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	
40	<p>契約約款 第25条第1項・第3項 要求水準書 第4章第1節 13) 建設業務におけるコスト管理 (2)・(3)</p> <p>「なお、建設業務着手後の工事費の管理には、詳細内訳書を用いる」、「詳細内訳書の単価は、参考内訳明細書に記載された単価の準用を原則とし、新たな設計や工法など参考内訳明細書に記載のない単価及び実施設計期間中に著しい変動が確認される単価については、監督員と協議のうえ決定する。」等の記載がございますが、詳細内訳書と参考内訳明細書との金額に差異が発生した場合及び建設業務着手後に工事費の変更が発生した場合には、増加部分については、当該時点において再調達することとなりますので参考内訳明細書に単価の記載がないものも含め変更時の時価としていただき、諸経费率及び共通仮設工事費については、変更発生の都度ご協議いただけませんか。</p>	<p>契約約款第25条第2項に規定しているように、詳細内訳書の金額は参考内訳明細書を超えてはできませんので、詳細内訳書と参考内訳明細書との金額に差異が生じた場合でも増加部分が生じることはありません。</p> <p>また、建設業務着手後に工事費の増額変更が発生した場合には、契約約款第39条に基づき判断させていただきます。</p>
41	<p>契約約款 第32条第4項</p> <p>「発注者は、第2項に規定する調査の結果、第1項に規定する事実が確認された場合は、必要に応じて施行内容の変更又は要求水準書等及び実施設計図の訂正を行わなければならない。この場合において、発注者は、第1項第4号又は第5号の規定に該当して施行内容を変更し、かつ、工事目的物の変更を伴わないときは、受注者と協議のうえ、施行内容の変更又は要求水準書等及び実施設計図の訂正を行うものとする。」との記載がございますが、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるとき及び第1項第4号又は第5号の規定に該当して施行内容を変更し、かつ、工事目的物の変更を伴うときについても、発注者様にて施行内容の変更又は</p>	<p>契約約款に記載の通りです。 (第32条第4項に該当しない変更については、第33条による判断となります。)</p>

	<p>要求水準書等及び実施設計図の訂正を行うものとしていただけませんか。</p>	
42	<p>契約約款 第33条_但書</p> <p>受注者の提案により変更する場合についても、発注者様のご要望に係る内容についての変更である場合には、発注者様の通知による実施設計図の変更と同様の扱いとさせていただきますでしょうか。</p>	<p>発注者の要望による場合については、実施設計図の変更内容を受注者に通知します。</p>
43	<p>契約約款 第35条第2項</p> <p>「発注者は、前項の書面の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、契約期間を延長するものとする。この場合において、発注者は、契約期間の延長の日数を受注者と協議して決定し、書面により受注者に通知しなければならない。」との記載がございますが、その工期の延長が発注者様の責めに帰すべき事由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行う、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用をご負担いただくものとしていただけませんか。</p>	<p>約款第35条の規定に基づく契約期間の延長にあたっては、契約代金額を変更することはできません。</p>
44	<p>契約約款 第36条第1項・第3項</p> <p>「発注者は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、受注者に対して書面により契約期間の短縮を求めることができる。」、「発注者は、当該約款の規定により契約期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者と協議のうち、通常必要とされる契約期間の延長を行わないことができる。」との記載がございますが、発注者様にて工期の延長又は短縮を行うときは、本工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等をご考慮いただけるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

45	<p>契約約款 第39条第2項</p> <p>「発注者及び受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額～変動後残工事代金額～との差額のうち、変動前残工事代金額の1000分の15を超える額について協議するものとする。」との記載がございますが、この場合において発注者様は、受注者と協議のうえ契約代金額の変更に応じていただけるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
46	<p>契約約款 第46条～48条及び第50条～57条</p> <p>契約代金の支払については継続費等に係る契約の特則を適用し、前金払、部分払は実施されるとの考えで宜しいでしょうか。</p>	<p>前払金、部分払については、現場説明書をご覧ください。</p>
47	<p>契約約款 第53条_部分払 第57条_継続費等に係る契約の部分払の特則現場説明書.6_継続事業に係る工事の各会計年度別支払限度額及び前払金について</p> <p>部分払の時期についてのお考えをご教示ください。</p>	<p>部分払は令和3年度、4年度、5年度のそれぞれ年度末に行うものと考えます。</p>
48	<p>契約約款 第69条第1項</p> <p>「発注者は、第62条から第64条、及び第66条及び第67条の規定により当該契約が契約業務の完成前に解除された場合において、既成部分及び工事材料で出来形部分検査に合格したものがあるときは、受注者と協議のうえ、当該部分を発注者の所有とすることができる。」との記載がございますが、係る場合において既成部分及び工事材料で出来形部分検査に合格したものがあるときには、発注者様は、受注者と協議のうえ、当該部分を引受け、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者にお支払いいただけるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
49	<p>契約約款 第75条第1項 建築設計業務共通仕様書 第3章 3.6 建築設計業務共通仕様書 第3章 3.1</p>	<p>貴見のとおりです。ただし、受注者の責任において、下請業者等に対しても、受注者と同等の義務を課し、遵守させる必要があります。</p>

	<p>1 4</p> <p>「受注者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。」「受注者は、設計仕様書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。」等の記載がございますが、当該契約の履行に必要な範囲の情報を、受注者の責任において下請負業者等に対し開示することができるものとさせていただきませんか。</p> <p>また、当該契約の履行に伴って必要となる法令上の手続等により、やむを得ず第三者に開示することは問題ないものと理解してよろしいでしょうか。</p>	
50	<p>契約約款 第75条第2項</p> <p>「前項の規定は、当該契約が終了した後についても適用する。」との記載につきまして、適切な情報管理には努めますが、秘密の保持期間については、当該契約の工事目的物の工事完成引渡し後2年を経過する日までとさせていただきませんか。</p>	<p>契約約款に記載のとおりです。</p>
51	<p>要求水準書_P7_第3章_第1節_1) 新市立病院の新築</p> <p>延べ面積：約 38,083 m²、病院機能面積：約 36,101 m²とありますが、VE 提案等で遵守しなくてはいけない面積は、ピロティ、バルコニー等、免震階面積を含まない病院機能面積 (36,010 m²) であり、延べ面積は変更しても良いと考えてよろしいでしょうか</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
52	<p>要求水準書 第1章第3節 2) 関連工事</p> <p>工事範囲として各工事（神明公園インフラ切り回し工事・テナント工事（レストラン、コンビニエンスストア）・給食用厨房設備工事・院内学級情報用配線工事・医療関連機器等設置工事）が記載されておりますが、これらの各工事の契約を一括して行う場合には、引渡し時期が異なる工事については横須賀市新市立病院建設工事契約約款第54条に定める部分引渡しとして取扱うものと</p>	<p>本業務期間内に実施する関連工事に関する部分を工事の完成前に引渡しを受けるべきことを指定した部分とすることは、現時点では想定していません。</p>

	理解してよろしいでしょうか。	
53	<p>要求水準書_P18-19_第3章_第2節(12)②開発行為にかかる造成等</p> <p>本工事は開発行為として開発許可を受けると考えますが、具体的にはどの工事が該当すると考えればよろしいでしょうか。</p>	<p>一体的な切土及び盛土で高さが2メートルを超えるものに該当します。</p>
54	<p>要求水準書 第3章第3節 1) 要求水準の変更事由</p> <p>「発注者は、事業期間中に要求水準を見直し、その変更を行うことがある。～見直しに伴って要求水準書が変更されるときは、これに必要な契約変更について協議を行うものとする。」との記載がございますが、事業期間中の要求水準の変更など受注者が工事施工者として善良な管理者としての注意義務を果たしても予見・管理することが困難な事象により工事内容や工程、施工計画等に影響が生じた場合には、これに伴う契約期間及び契約代金額の変更対象となると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>契約約款第23条及び第32条の規定に基づき判断させていただきます。</p>
55	<p>要求水準書 第1章_第3節4)その他</p> <p>神明公園の改修の概要を教えていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>神明公園の改修の詳細は現時点で決まっていません。</p>
56	<p>要求水準書_P26_第4章_第1節_13 技術提案資料等の提出について_P2 低入札価格調査実施要領</p> <p>開札日までに提出できるように準備する参考内訳明細書についてはVE前工事価格、VE後工事価格の両方を用意しておくとの考えで宜しいでしょうか。</p>	<p>VE後の参考内訳明細書をご用意ください。</p>
57	<p>要求水準書_P26_第4章_第1節_13 技術提案資料等の提出について_P2 低入札価格調査実施要領</p> <p>低入札調査で使用する参考内訳明細書はVE前工事価格の参考内訳明細書。落札者が契</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

	約後に速やかに提出する参考内訳明細書はVE後工事価格の参考内訳明細書との考えで宜しいでしょうか。	
58	<p>要求水準書_P26_第4章第1節 14) インフレスライド条項の適用</p> <p>「横須賀市新市立病院建設工事契約約款第39条第6項に規定するインフレーションが生じた場合の契約代金額の変更については、<u>本市が定めるインフレスライド条項の適用基準</u>によるが、～」との記載がございますが、横須賀市様のホームページ上では確認できませんでした。適用される指数、基準についてご教示ください。</p>	横須賀市ホームページ（ホーム>市政情報>入札・契約・検査>入札の広場>入札・契約情報>入札情報ポータルサイト（外部サイト）>入札制度関連情報>インフレスライド条項の運用基準）をご覧ください。
59	<p>要求水準書 第4章第2節 2) (2)①</p> <p>実施設計業務に意図伝業務がありませんが（98号別添第一第1項第3号の記載なしですが）、意図伝達業務は不要でしょうか。</p>	今回、設計者と工事施工者は同一の事業者となりますので、設計者から工事施工者に対する設計意図の伝達に関する業務は想定していません。
60	<p>要求水準書 第4章第2節 2) (2)⑨と⑫</p> <p>各種説明会の協力について、費用算出のため、具体的な想定業務内容をご提示いただけますでしょうか。また、説明会での提出資料の分量をご教授いただけますでしょうか。</p>	貴社において一般的な工事において施主並びに近隣に対して行うものを想定してください。
61	<p>要求水準書第4章第2節 2) (2) ⑭対象外とする業務との調整業務</p> <p>「受注者は、本工事の対象外とする業務に関する調整を行い、対象外とする業務の内容について設計に反映すること。また、対象外とする業務も含め、関係法令等への適合を確認すること。」との記載がございますが、受注者にて対象外とする業務の全てを把握することは困難であることも踏まえ、対象外とする業務の関係法令等への適合の確認についてはご容赦いただけませんか。</p>	要求水準書に記載のとおりとなります。
62	<p>要求水準書 第4章第2節 2) (2)⑰</p> <p>実施設計終了後の変更対応について、変更があった場合は、別途ご精算いただけると考えてよろしいでしょうか</p>	実施設計業務の期間は契約約款第20条第1項の定めによりますので、実施設計終了後の変更は無いものと考えます。

<p>63</p>	<p>要求水準書第4章第2節 4) 成果物の取扱いについて 要求水準書第4章第3節 5) (4) 完成図等 添付資料ー5 実施設計に係る成果物一覧</p> <p>「提出されたCADデータについては、対象外とする業務等の請負業者に貸与し、当該工事等における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。」「完成図等は公共建築工事標準仕様書によるほか、CADデータ及びPDFにて提出すること。」「各成果物はCD-R等によりデータを提出すること。」との記載がございますが、各成果物のデータは弊社の社名を表示したままで内容の編集及び出力が可能となることから、設計責任の範囲が曖昧となる恐れがありますので、提出についてはご容赦いただけませんか。</p> <p>また、やむを得ず提出させていただく場合には、当該データの利用に伴い損害が発生した場合には当社は一切責任を負わない旨を記載した当社所定の受領書をご提出いただくことを前提に、受領書の内容についてご協議いただけませんか。</p>	<p>データは提出していただきますが、データの利用目的、管理方法等の運用及び受注者の免責事項等については、契約後、協議させていただきます。</p>
<p>64</p>	<p>要求水準書 第4章第3節 1) (3) ①近隣家屋調査 要求水準書 第4章第3節 2) (2) ②近隣への配慮</p> <p>「工事完了後の近隣家屋調査において、工事に起因する損傷等が認められた場合は、本市へ報告の上、受注者が自らの負担により現況復旧すること。」「～工事中に汚損、破損した場合の補修及び保証は、受注者の負担において行うこと。」「～万一発生した苦情その他については、受注者を窓口として、工程に支障をきたさないように対処すること。」「～工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないように留意するとともに、万一発生した場合には、受注者の責任において対応すること。」との記載がございますが、工事に起因する近隣等への損害・苦</p>	<p>契約約款第42条に基づき判断させていただきますが、受注者は要求水準書の記載を踏まえた相応の善管注意義務を負っていることが前提となります。</p>

	<p>情処理などにおきましては、横須賀市新市立病院建設工事契約約款第4 2条の定めに従って発注者様と受注者が適切に責任分担するものとし、発注者様の責に帰すべき事由及び受注者が善良な管理者としての注意義務を果たしても避けることが困難な事由により発生したものについては、発注者様の責任と負担で対応いただくものとさせていただきます。</p>	
65	<p>要求水準書_P31-32_第4章_第3節2)_(2)_①</p> <p>「受注者は原則として休日(休日を定める条例(平成元年横須賀市条例第10号)に規定する休日等(以下「休日」という。))は作業を行わないこと。」との記載がございますが、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は作業を行うことができないという認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(平成31年3月26日 国営建技第9号)1章3節1.3.5の規定によりご判断ください。</p>
66	<p>要求水準書第4章第3節2)(2)②近隣への配慮</p> <p>「受注者は、着工に先立ち、近隣住民との調整及び調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること」、「受注者は、適切な近隣説明等により周囲の理解を得て、工事の円滑な進行を図ること。」との記載がございますが、近隣説明等については、施工者として協力いたしますが、近隣の了解は建築主である発注者様が主体となって得ていただくものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>建築計画に関する事項につきましては発注者が主体となるものと考えていますが、施工に関する部分等につきましては受注者が主体となるものと考えます。</p>
67	<p>要求水準書_P29_⑮病院へのヒアリング業務</p> <p>要求水準書の実施設計業務に⑮病院へのヒアリング業務の記載がありますが、病院要望により要求水準図から大きな変更がある場合は、提案した全体工期に関わらず、行政手続及び開院が遅れるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>契約約款第33条に基づき判断させていただきます。</p>

68	<p>要求水準図 各所</p> <p>要求水準図の各所にある”性能”に関する記載について、受注者のご趣旨に沿った提案となるよう努めますが、提案した内容の採否につきましては、要求条件等を実現するための必要事項が充足していることを含めて、発注者様にご確認いただいたうえで決定されるものであることを前提としておりますので、ご確認いただいた図面通りに施工しても確保できない性能については、受注者が保証するものではないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>契約約款第 24 条及び契約約款第 59 条に基づき判断させていただきます。</p>
69	<p>参考資料 01_参考図_P367_行政手続スケジュール 要求水準書_P25_第 4 章第 1 節 11)_官公署その他への手続き等</p> <p>全体工程、技術提案の検討をするにあたり、技術提案等提出前に、入札参加者が横須賀市の各担当課（建築指導課や都市部開発指導課等）に本業務の申請手続き（スケジュール等）の問合せをすることは可能でしょうか</p>	<p>参考資料 01_参考図_P367_行政手続スケジュールは基本設計の際、許認可担当部署と協議を行い作成したものです。こちらを参考に全体工程の検討を行ってください。なお、行政手続法第 6 条及び横須賀市行政手続条例第 5 条第 1 項に規定する標準処理期間（申請が到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間）につきましては、本市のホームページ上に掲載しておりますので、参考としてください。 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/reiki/reiki_honbun/g204RG00000030.html</p>
70	<p>添付資料-01_要求水準図_P37_(24) 身障者支援設備</p> <p>身障者支援設備を設置する範囲は、1～3 階の共用部に面しているエリアと考えてよいでしょうか。</p>	<p>要求水準書_P17_(8) バリアフリー計画に準拠してください。</p>
71	<p>添付資料 01_要求水準図_P32-43</p> <p>海岸線より 900m 程度離れていますが重耐塩害は必須でしょうか。もしくは耐塩害仕様の採用は不可でしょうか。</p>	<p>要求水準図のとおり、ご計画ください。</p>
72	<p>添付資料 01_要求水準図_P38-47</p> <p>配管材・ダクト材は具体的な指定は無いと考えて宜しいでしょうか。ご指定有ればご教示ください。</p>	<p>要求水準を満足するよう、ご計画ください。</p>

73	<p>添付資料 01_要求水準図_P39_(1)_給水設備計画</p> <p>受水槽、雑用水槽の残留塩素濃度維持装置は、滴下式と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>現時点で残留塩素濃度維持装置の仕様は決定していません。適宜ご判断ください。</p>
74	<p>添付資料 01_要求水準図_P39_(2)_給湯設備計画</p> <p>第 6 節 給排水衛生設備計画の給湯設備計画には、「予熱槽を設け、コージェネレーション廃熱を有効に活用」とありますが、第 7 節 空調換気設備計画の熱源設備計画の図 1 内には、給湯予熱熱交とあります。予熱槽が正と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
75	<p>添付資料 01_要求水準図_P44_(1)_熱源設備計画</p> <p>第 7 節 空調換気設備計画の熱源設備計画の図 1 内に、給湯負荷の前に熱交がありますが、参考資料の熱源フロー図の通り、蒸気コイル付き貯湯槽と見受けられます。蒸気コイル付き貯湯槽と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
76	<p>添付資料 01_要求水準図_P41_(4)_排水設備計画</p> <p>ヘリポートにガソリントラップは必要ありませんでしょうか。必要な場合は、容量をご教示ください。</p>	<p>要求水準図_第 2 章_計画図_P65 に記載のとおり、ガソリントラップを設置する計画としています。なお、容量については、国土交通省東京航空局空港部管理課発行の「ヘリポート設置計画の進め方」に沿ってご計画ください。また、ヘリコプターの想定機種については、要求水準書 P14 に記載しております。</p>
77	<p>添付資料 01_要求水準図_P40_(3)_衛生器具設備計画</p> <p>衛生器具の台数は、要求水準図 第 2 章 計画図の台数が正と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>参考資料-01_参考図_各種什器・医療機器配置計画図を衛生器具の台数を概算するための補足資料として、参照ください。</p>
78	<p>添付資料 01_要求水準図_P46_(6)_自動制御設備計画</p> <p>自動制御設備計画にて、計量計画に冷却塔補給水量がありますが、計量箇所は、冷却塔補給水槽への上水補給水と冷却塔ブロー双方に設置すると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

79	<p>添付資料 01_要求水準図_P47_③計量計画</p> <p>計量計画の水使用量にテナント使用量がありますが、テナントは、売店とレストラン（厨房含む）のみと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>テナントは、1階コンビニエンスストアと6階レストランとなります。</p>
80	<p>添付資料 01_要求水準図_P47_③計量計画</p> <p>計量計画の水使用量にテナント使用量がありますが、レストラン（厨房含む）の給湯は、往・還にメーター設置と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
81	<p>添付資料 01_参考図_P292_給水・給湯・ガス配管フロー図</p> <p>参考資料にて、売店に中央式給湯を供給していますが、貯湯式の電気温水器による個別給湯とすることは可能でしょうか。</p>	<p>参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。</p>
82	<p>添付資料-02_工事区分表_P1</p> <p>MRI シールド工事が別途となっていますので、MRI 室内装及び建具（扉・観察窓）も別途工事と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>開口補強までは本工事となりますが、内装及び建具（扉・観察窓）は別途工事となります。</p>
83	<p>添付資料-02_工事区分表_P3</p> <p>PPEホルダーの壁下地が本工事となっておりますが、設置箇所をご教示ください。また、PPE用収納家具は全ての病室で見込むことでよろしいでしょうか。</p>	<p>詳細は、実施設計の際に病院へのヒアリングで決定することとしますが、現時点では、PPEホルダーは外来の各ブースや処置室等に、PPE用収納家具は全ての病室で見込んでください。</p>
84	<p>添付資料-02_工事区分表_P2</p> <p>携帯不感知対応設備は別途工事とありますが、一次電源供給も別途と考えてよろしいですか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
85	<p>添付資料-02_工事区分表_P4</p> <p>工事区分表では、テナント工事および給食用厨房工事は、一次側給排水供給は建設工事、とありますが、区画内突出しまでと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>配管接続が可能な余長を確保のうえ、端末はキャップ止めとしてください。</p>
86	<p>添付資料 01_要求水準図_P42_ (4) _排水設備計画</p>	<p>貴見のとおりです。 その他必要な設備と必要台数については、実施設計段階での検討となります。</p>

	<p>RI 処理設備は、RI 排水処理設備のほかに、RI 排気放射線モニタリング設備、RI 部門内のγ線エリアモニタ、ハンドフットクロズモニタ、中央監視装置を含むと考えて宜しいでしょうか。その他必要な設備と必要台数をご教示ください。</p>	
87	<p>添付資料 01_要求水準図_P42_ (6) _医療ガス設備計画</p> <p>医療ガス設備計画にて、エジェクター吸引方式を採用し、とありますが、感染系吸引設備は不要と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>感染系吸引設備に関しては、実施設計段階での検討となります。</p>
88	<p>添付資料 01_要求水準図_P46_ (6) _自動制御設備計画</p> <p>自動制御設備計画にて、計量計画のガス使用量にて、熱源機器ごと有りますが、蒸気ボイラは、全台数まとめた計量と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>要求水準図のとおり、ご計画ください。</p>
89	<p>添付資料 01_要求水準図_P44_③空調方式</p> <p>個別分散空調の冷媒に指定はありますか (410A 等)。また冷媒漏洩対策のガイドライン (JRA GL-13:2012) を遵守する必要がありますか。冷媒漏洩計算により対策が必要な場合には遮断弁、警報等の対策を見込む必要がありますか。</p>	<p>要求水準を満足するよう、ご計画ください。</p>
90	<p>添付資料 01_要求水準図_P44_③空調方式</p> <p>冷暖同時型空調方式採用エリアは参考資料の空調ゾーニング図の通りと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>参考図は基本設計図書作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。</p>
91	<p>添付資料 03_申請手数料一覧</p> <p>申請手数料として、計画通知、仮使用許可申請、計画変更 2 回、中間検査 1 回の申請手数料は不要と考えてよろしいでしょうか。また、ご記載以外の申請等手数料が発生した場合は、別途ご精算いただけると考えてよろしいでしょうか</p>	<p>計画通知、仮使用認定申請、計画変更通知については特定行政庁に対する申請手数料は不要であり、計画通知による確認済証の交付を受けた建築物については中間検査を行う必要はありません。</p> <p>また、添付資料-3 申請等手数料一覧に記載したもの以外に申請等手数料が発生した場合の扱いは、要求水準書 第 4 章第 1 節 11) によります。</p>

92	<p>添付資料-01_要求水準図_P56-65_第 4 節 平面図 (各階)</p> <p>平面図において手洗い等の水回りのレイヤーが表示されていないものと考えます。10/26 の「要求水準書に関する添付資料の一部 (案)」における一般図をもとに見積ることでもよろしいでしょうか。</p>	<p>参考資料-01_参考図_各種什器・医療機器配置計画図を衛生器具の台数を概算するための補足資料として、参照ください。</p>
93	<p>添付資料-02_工事区分表_P1</p> <p>天井付点滴レール・点滴フックは本工事と記載がありますが、病室・ICU・SCU、他全てのベッドに見込むと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>詳細は、実施設計の際に病院へのヒアリングで決定することとしますが、現時点では、ベッド又はストレッチャーにおいて診察することが想定される部分、ストレッチャーを用いて患者搬送を行う際、ストレッチャーが滞留することが想定される部分、病室、HWC、誰でもトイレ、病棟における患者用トイレに見込んでください。</p>
94	<p>添付資料-01_要求水準図_P56-65_第 4 節 平面図 (各階)</p> <p>日本建築センターの防災評定を受けるにあたり、各階の避難バルコニーは必要な条件と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>防災評定を受けるにあたり、必要な条件ではありません。</p> <p>しかし、「新・建築防災計画指針 (1975 年公表、1995 年改訂)」を基に、基本設計としては病院用途という観点からバルコニーを設置することで他の区画へ避難する考えとしております。</p>
95	<p>添付資料-01_要求水準図_P56-65_第 4 節 平面図 (各階)</p> <p>各階の避難バルコニーは所轄消防の要求事項と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>所轄消防からの要求事項ではなく、要望事項となります。</p> <p>ただし、外周全面にバルコニーを設置しない場合は、消火活動用空地に対して詳細な協議が必要となります。</p>
96	<p>参考資料-01_要求水準図 P. 31 8) 免震デバスの選定</p> <p>免震デバイスの選定方針において、減衰材として高減衰積層ゴムの記載がありませんが、高減衰積層ゴムは冗長性を確保できる減衰材とは見みなさないということでしょうか。</p>	<p>基本設計としては、高減衰積層ゴムとオイルダンパーのみの減衰に期待するような計画とすることは望ましくないと考えて設計しております。</p> <p>なお、参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。</p>
97	<p>参考資料 01_参考図_P367_行政手続スケジュール</p> <p>医療コンサルが、2021/04 より業務開始予定とありますが、提案工程実現のための与条件 (医療機器の諸元等) は、提案工期に合わせてご提示いただけると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>提案工程実現のための与条件の提示時期については、医療コンサルタントとの協議によります。</p> <p>また、提示が遅れた場合は契約約款第 35 条第 1 項の規定に基づき、契約期間の延長を求めることができ、契約代金額の変更については契約約款第 37 条の規定に基づき協議させていただきます。</p>

	<p>提示が遅れた場合は、提案工期にかかわらず工程が延伸可能と考えてよろしいでしょうか。または、与条件が未確定につき、構造評定等の変更ありきで申請した場合、変更に係る申請手数料・諸経費を別途ご請求できるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	
98	<p>参考資料-01_P85～89_厨房機器資料</p> <p>参考図から読み取れる仕様や容量を参考として宜しいでしょうか。(例えば厨房器具資料に記載の電源容量など)。</p>	<p>参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。</p>
99	<p>参考資料-5 埋蔵文化財調査報告(抜粋) 添付資料 4-1 要求水準図_第1章_第2節1)敷地条件(1)(2) 要求水準書第2章_第2節4)埋蔵文化財状況</p> <p>蓼原遺跡、蓼原古墳についての官庁との事前協議は行われているのでしょうか。行われていれば、その内容、結果をご教示ください。</p>	<p>添付資料-1 要求水準図第1章第2節1)(1)及び(2)並びに参考資料-1 参考図第4章3)をご確認ください。</p>
100	<p>参考資料-9 地質調査業務委託報告書(令和2年) 要求水準書第2章_第2節3)土壌汚染状況</p> <p>本工事対象用地には、土壌汚染が疑われる工場、事業所の設置履歴はないとのことですが、実際に土壌分析をした結果、指定処分場の受け入れ条件に合わなかった場合には、かかる費用の増分については追加費用と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
101	<p>参考資料 01_参考図_P367_行政手続スケジュール</p> <p>計画通知の手続き期間を10ヵ月確保するスケジュールとなっていますが、この期間を短縮する提案は「全体工期短縮」としては有効と見なされないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>全体工期短縮対象は、事業期間48ヶ月となります。</p>
102	<p>要求水準書 P35</p> <p>化学物質の濃度測定について、測定箇所数・測定回数を御指示下さい。</p>	<p>要求水準書 P35 に記載のとおり、測定箇所数は内装タイプごととし、基本設計では26室を想定しておりますが、ご提案の計画に必要な室内濃度測定を見込んでください。</p>

		<p>なお、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1章5節のとおり、実施設計図書に特記する必要があります。</p>
103	<p>参考資料-01_参考図_P98-107 法チェック図</p> <p>区画図に「排煙告示区画」など、一般的な法規上は不要とみられる内容がありますが、横須賀市特有の指導があり、遵守しなければ計画通知の手續きに支障があると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>「排煙告示区画」等、法令に用語が定められていないものは基本設計者が名称を付けており、H12 建設省告示第 1436 号については横須賀市の取扱いを考慮しております。</p> <p>なお、横須賀市の建築基準法による取扱いは横須賀市建築基準法関係取扱集又は神奈川県建築行政連絡協議会のホームページをご確認ください。</p> <p>また、参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。</p>
104	<p>参考資料-01_参考図_P98-107 法チェック</p> <p>区画図に避難経路を天井内区画しているなど、一般的な法規上は不要とみられる内容がありますが、横須賀市特有の指導があり、遵守しなければ計画通知の手續きに支障があると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>基本設計者の考えとなっております。</p> <p>なお、横須賀市の建築基準法による取扱いは横須賀市建築基準法関係取扱集又は神奈川県建築行政連絡協議会のホームページにて、ご確認ください。</p> <p>また、参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料であり、法令を満たすだけでなく、基本設計者の考えも含まれております。</p>
105	<p>参考資料-01_参考図_P98-107 法チェック</p> <p>参考資料 1 の区画図に水平防火区画による「籠城区画」があり、一般的な法規には無い内容がですが、防災評定上、遵守しなければ計画通知の手續きに支障があると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>「籠城区画」とは防災評定における避難上の区画等を基本設計者が名称を付けたものとなります。</p> <p>なお、防災評定は建築基準関係規定ではございません。</p> <p>また、参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。</p>
106	<p>参考資料-01_参考図_P356_主要室諸元表</p> <p>主要室諸元表内の内部負荷は照明負荷とコンセント負荷の合計値で良いのでしょうか。人員負荷は別途見込むということでしょうか。</p>	<p>内部負荷はコンセント負荷を想定していません。照明負荷と人員負荷は別途見込む計画としてください。</p>
107	<p>参考資料-01_参考図_P356_主要室諸元表</p> <p>人員密度について想定あれば指示下さい。</p>	<p>空調設備編 H E A S -02-2013 を参考にご検討ください。</p>

	また、1人当たり外気量は 25m ³ /h・人によろしいでしょうか。	
108	参考資料-01_参考図_P356_主要室諸元表 冷却室、再加熱室、食品庫等の室内温湿度条件を指示頂けないでしょうか。また、冷却室等で中温用エアコンの導入が必要な室がありますでしょうか。	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。
109	参考資料-01_参考図_P85_厨房機器資料 再加熱室の発熱量は電気容量の半分程度と考えて宜しいでしょうか。	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。要求水準を満足すれば、参考図に記載した事項は順守する必要はありません。
110	参考資料-01_参考図_P356_主要室諸元表 3F UPS 室の発熱量をお教え下さい。	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。
111	参考図の扱い 要求水準を満足すれば、参考図に記載事項は順守すべき事項と考えなくてよろしいでしょうか。	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。要求水準を満足すれば、参考図に記載した事項は順守する必要はありません。
112	技術提案資料等の提出について_P2 3月12日に提出する(様式第19号)入札書は1部とあります。提出する入札書に記載する金額は(様式第20-2号)積算内訳書(VE後)の工事価格(合計)との考えで宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
113	技術提案資料等の提出について_P2 (様式第20-1号)積算内訳書(VE前) (様式第20-2号)積算内訳書(VE後) エクセルデータの印刷欄外部のテキストボックスに「工事価格が入札金額と異なるとき、又は記載がないときは落札者になることができませんのでご注意ください。」とありますが(様式第19号)入札書の提出は1部とあります。 テキストボックス適用は(様式第20-2)積算内訳書(VE後)のみとの考えで宜しいで	貴見のとおりです。

	しょうか。	
114	<p>特定建設工事共同企業体協定書（乙）_第7条</p> <p>「自己の名義をもって」を削除してよろしいでしょうか。</p> <p>国土交通省工事並びに県内自治体工事の乙型JVで実績があります。</p>	提示した特定建設工事共同企業体協定書（乙）を使用してください。
115	<p>要求水準の扱い</p> <p>要求水準に記載事項をさらに良い形でご提案できると考えた場合のVE提案は可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	貴見のとおりです。
116	<p>参考資料の構造の参考図作成に際して使用した電算データがあればご提示ください。</p>	提示した資料を基にご検討ください。
117	<p>要求水準書において求められる建物の性能については、あくまで『要求水準書』および『添付資料』に規定されたものを標準とし、今回配布された『参考資料』はあくまで参考資料という扱いで宜しいでしょうか。</p>	貴見のとおりです。
118	<p>添付資料-01 要求水準図 P-2 1) (1)に「建築物又は工作物と古墳の取り合いの計画について、古墳との離れは最小2m程度で計画する必要がある。」、「古墳上部の現状地盤から深さ1～2mまでの計画であれば問題ないとされている」、同頁1) (2)「埋蔵文化財発掘される可能性はかなり低いとされている」や、要求水準書 P-35 ⑩に「受注者は、文化財保護法に基づく通知を行い、神奈川県教育委員会からの指導事項の通知に従い施工を行うこと。」とあります。工事にあたり要求水準通り施工したにも係わらず、埋蔵文化財の保護が必要となった場合、文化財の保護等の費用は別途ご精算頂けると考えても宜しいでしょうか。</p>	貴見のとおりです。
119	<p>添付資料-01 要求水準図 P-7 の配置計画における配置方針については、病院本棟の建物位置は変えずに、周辺建屋や車両動線を変更するなどの提案については可能でしよ</p>	要求水準及び法令等を満たしたうえでのご提案は可能です。

	うか。	
120	添付資料-01 要求水準図 P-17 における PH 階について、パラペット天端高さは 34.0 m 程度に抑える等、規定されておりますが、ヘリポートの進入に支障がない範囲で、部分的にパラペット高さを高くすることは可能でしょうか。	ヘリポートの進入だけでなく、要求水準及び法令等を満たしたうえでのご提案は可能です。
121	添付資料-01 要求水準図 P-20 における外部仕上概要において、外壁 ECt75 とありますが、要求水準をあくまで性能発注として、部位によっては厚みを (t75⇒t60) 下げて宜しいでしょうか。	要求水準及び法令等を満たしたうえでのご提案は可能です。
122	添付資料-01 要求水準図 P-25 における将来対応の考え方の 3 階「器材庫⇒手術室 1」「倉庫⇒脳磁図撮影」については、今回鉛防護対応はしないという解釈で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
123	添付資料-01 要求水準図 P-30 7) 設計クライテリア (1) 病院本棟「病棟部門、診療・手術部門の応答加速度」に関する記載がありますが、「病棟部門、診療・手術部門」とは、1～6 階のことであり、7 階、R 階に応答加速度のクライテリアはないと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
124	添付資料-01 要求水準図 P-31 8) 免震デバイスの選定 (3) 減衰材の選定についてにおいて、減衰材の指定がありますが、①～⑤に該当していない、弾性すべり支承が、参考資料-01 参考図 P-177 の免震装置配置図に記載されています。参考図 P-162 1) 免震構造計画概要 ④その他 ii) 弾性すべり支承 (SSR) では「減衰力が発揮する」という記述がありますが、要求水準図 P-30 7) 設計クライテリアを満足することができれば、要求水準図に記載のない減衰材を使用してもよろしいでしょうか。	基本設計は免震層周期の関係で一部弾性滑り支承を用いた検討を行って行いましたが、減衰を期待する部材とした検討を行っておりません。また、要求水準図に「2～3 種類の減衰材を用いて冗長性に配慮すること」と記載しておりますので、ご確認ください。
125	添付資料-01 要求水準図 P-31 8) 「免震デバイスの選定 (3) 減衰材の選定について」において、「2～3 種類の減衰材をして冗長性を確保すること。」とありますが、要求水準図 P-30 7) 設計クライテリアを	2～3 種類以上とお考え下さい。

	満足することができれば、1種類または4種類以上の減衰材で免震システムを構成してもよろしいでしょうか。	
126	添付資料-01 要求水準図 P-34 にて非常用発電機の燃料小出槽が1台との記載があります。また、参考資料-1 参考図 P-259 では燃料小出槽が2台で計画されております。屋上設置のため非常用発電機の1日当たりの燃料消費量を指定数量10倍未満とし、各々の離隔を確保する必要があるので、燃料小出槽は2台での計画と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。なお、添付資料-01 要求水準図 P-34 は、小出槽1台あたりの容量として記載しております。
127	添付資料-01 要求水準図 P-36 にてナースコール設備の病室廊下灯が代表廊下灯との記載があります。また、参考資料-01 参考図 P-277 では液晶表示灯で計画されております。要求水準図を正として、代表廊下灯として宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
128	添付資料-01 要求水準図 P-41 の人工透析排水、ボイラ排水及び高温排水について、PH電極の自動校正・洗浄を自動連続的に行える機能とありますが、対応できる主要メーカーは1社のみと思われますので、競争性の観点から、記載を削除することは可能でしょうか。	要求水準図のとおり、ご計画ください。
129	添付資料-01 要求水準図 P-42 の医療ガス設備計画について、高気圧酸素治療室に装置用酸素アウトレットを設置とありますが、使用量はどの程度でしょうか。	想定使用量は1,000L/minです。 ただし、実施設計にて、病院との打合せを行い、流量の確認を行う必要があります。
130	添付資料-01 要求水準図 P-44 の空調方式では、一般系統外調機の能力は等エンタルピ(19.8°CDB)まで冷却可能となっておりますが、参考資料-01 参考図 P-348 の熱源容量の算定では室温(26°CDB)までとなっております。室温までの冷却能力で宜しいでしょうか。等エンタルピまで冷却の場合、外調機の能力および熱源容量の能力が不足しています。変更する場合は、熱源容量を指示してください。	熱源容量の算定において、一般系統外調機の冷却能力は室温までとします。 ただし、実施設計にて、病院との打合せを行い、流量の確認を行う必要があります。
131	添付資料-01 要求水準図 P-44 の設計用室内条件(冬期)では、病室23°CDB、外来24°CDB、手術ホール22°CDBとなっておりますが、参考図 P-348 熱源容量の算定では、	貴見のとおりです。

	<p>病室 24°CDB、外来 22°CDB、手術ホール 24°CDB となっており整合していません。また、それ以外の部門でも剖検、病理、細菌は HEAS-02-2013 の室内条件と異なります。要求水準図 P-44 の設計用室内条件を正として、それ以外は HEAS-02-2013 を正として宜しいでしょうか。</p>	
132	<p>添付資料-01 要求水準図 P-45 の空気清浄度設定、及び参考資料-01 参考図 P-352 空調換気システム概念図で、薬剤部門の無菌製剤室に前室が設けられているにもかかわらず、一般空調となっています。クラス 10,000 程度の設定でクリーン PAC が必要と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>実施設計を行ううえで病院機能上、必要と考えられる部分については、適宜ご判断ください。</p>
133	<p>添付資料-01 要求水準図 P-45 の空気清浄度設定、参考資料-01 参考図 P-352 の空調換気システム概念図で、化学療法部門の無菌室に前室が設けられているにもかかわらず、一般空調となっています。クラス 10,000 程度の設定でクリーン PAC が必要と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>実施設計を行ううえで病院機能上、必要と考えられる部分については、適宜ご判断ください。</p>
134	<p>添付資料-01 要求水準図 P-47 の中央監視設備について、省エネルギーセンターの管理標準システムを利用した管理システムを構築することとありますが、どのようなシステムなのか具体的にご教授願います。</p>	<p>Excel 上で動作する省エネセンターの EneCAT とそれと連携する中央監視サーバーと直接接続する Excel ベースの汎用性の高いエネルギーマネジメントシステムを想定しております。</p>
135	<p>添付資料-01 要求水準図 P-56 のピット階平面図において、各種ピットは、使用上問題が生じない場合に限り、建物内での移動または建物外に設置してもよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準及び法令等を満たしたうえでのご提案は可能です。</p>
136	<p>添付資料-01 要求水準図 P-70 リニアック棟一般図、遮蔽鉄板厚 500 mm・躯体厚等については、遮蔽計算等の性能を確定する資料がございませんでした。遮蔽鉄板厚 500 mm・躯体厚等については、今回の要求水準としての見積条件とすることで解釈しても宜しいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
137	<p>添付資料-01 要求水準図における外構解体キープラン・解体図に規定されている内容について、図面上表記されていない撤去物が生じた場合は、別途精算と解釈して宜しいでしょうか。</p>	<p>約款第 23 条に基づき判断させていただきます。</p>

138	要求水準書 P-17 (7) の防災計画 において、病棟における外周バルコニーは、防災計画 上要求されておりませんが、参考資料-01 参考図 P-94 矩計図-1 を参照して設けるといふことによろしいでしょうか。	添付資料 - 1 : 要求水準図 第 1 章第 3 節 3) 及び 4) 等をご参照ください。
139	要求水準書 P-24 (2) 要求水準確認計画書の作成「①受注者は速やかに要求水準確認計画書を作成し」とありますが、速やかにとは具体的にいつ頃を考えていますでしょうか。	明確には定義しませんが、以降の業務に滞りが出ないタイミングまでにとご解釈ください。
140	要求水準書 P-24 の 6) 技術提案及び VE 提案の確認 (2) 技術提案等実施計画書の作成「①受注者は契約締結後速やかに技術提案等実施計画書を作成し」とありますが、速やかにとは具体的にいつ頃を考えていますでしょうか。	明確には定義しませんが、以降の業務に滞りが出ないタイミングまでにとご解釈ください。
141	参考資料-01 参考図 P130~161 議事録ですが、決定事項・未決事項についての記載がございません。保留検討事項として記載されている部分についてのみ実施設計における確認・調整事項とし、議事録により要望されており基本設計図に反映されていない項目・諸室・要求水準項目については、入札条件には反映しないといふことによろしいですか。	参考資料としてご認識ください。
142	参考資料-01 参考図 P-163(2) 免震装置の比較表では、「実施設計では令和元年度実施の地質調査に加え、令和 2 年度実施の地質調査の PS 検層や N 値の下がる中間層 (GL-12~16m 付近以深のシルト層) での圧密試験結果を考慮し、地盤調査を加味した地震波の作成及び検討を行うこと。」と記載がありますが、本敷地の特性を考慮したサイト波があればご提示ください。	提示した資料を基にご検討ください。
143	参考資料-01 参考図 P-163(2) 免震装置の比較表では、サイト波 Kanto、Miura、Kanto2 の凡例がありませんが、サイト波は考慮されていないと判断してよろしいでしょうか。	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。
144	参考資料-01 参考図 P-165 3) 基礎構造計画概要 (2) 支持層及び基礎形式の 10 行目に「実施設計での最終的な杭長の決定、地盤反力係数を加味した地震時検討による杭断	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断くだ

	面の決定については、令和2年度の地質調査結果を基に詳細検討を行う方針とする。」とありますが、参考図作成時の杭検討用設計荷重、杭設計用地盤反力係数等があればご提示ください。	さい。
145	参考資料-01 参考図 P-179~183 の2~6階伏図の外部階段周囲の小梁 (B1、CB1) は、鉄骨鉄筋コンクリート梁ですが、振動等の使用上に問題がなければ、鉄骨造としてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
146	参考資料-01 参考図 P-283~286 にモダリティの電源容量が記載されておりますが、参考資料-10 主な医療機器諸元表に記載されている電源容量と不整合がございます。参考資料-10 の電源容量が正と解釈して宜しいでしょうか？	参考資料-10 について、新病院での設置室が想定できるのであれば、資料-10 を正と解釈していただいても差し支えありません。ただし、実施設計にて、病院との打合せを行い、設置室及び電源容量の確認を行う必要があります。
147	参考資料-01 参考図 P-315 の主要室諸元表_衛生の CT 室 1、CT 室 2 にクエンチ排気の記載がありますが不要と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
148	参考資料-01 参考図 P-315 の主要室諸元表_衛生の廊下 (トリアージ対応) に医療ガス 0V が 24 箇所見込まれていますが、要求水準図 P-23 では 10 箇所と記載されています。要求水準図を正としてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
149	参考資料-01 参考図 P-326 の空調ゾーニング図で将来対応の手術室 1 と手術室 9 に ACP-3-8、ACP-3-9 と機器が設置されていますが、器材室用の空調機器と考えて宜しいでしょうか。同様に手術室 1 用の CPU 室 1 は空調不要で宜しいでしょうか。	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。
150	参考資料-01 参考図 P-329 の空調ゾーニング図で将来感染病棟のスタッフステーションは ACP-6-3 の室外機が設定されていますが、外調機ゾーニング図 P-338 では ACC-6-3 全外気空調のゾーンになっています。全外気空調と考えて宜しいでしょうか。	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。
151	参考資料-01 参考図 P-351 空調換気システム概念図で、剖検部門の臓器保管室のホルマリン排気が 1 階排気となっていますが、解剖室系統に合流させて屋上排気としなくて宜しいでしょうか。また、PAC エアコン	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。

	が設置されていますが腐食も考えられるため全外気空調に変更しなくても宜しいでしょうか。	
152	参考資料-01 参考図 P-352 の空調換気システム概念図で、呼吸器内科の採痰室に一般の PAC エアコンが設けられています。感染対策上、HEPA 付きのクリーン PAC とする。と考えて宜しいでしょうか。	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。
153	参考資料-01 参考図 P-354 の空調換気システム概念図で、サーバー室・電気室とも床吹出し空調の概念図となっていますが、サーバー室のみと考えて宜しいでしょうか。	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。
154	参考資料-01 参考図 P-354 の空調換気システム概念図で、一般の手術室内にも排気ダクトを設置して第 1 種換気としていますが、差圧ダンパーを設置して第 2 種換気とすることも可能と考えて宜しいでしょうか。	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。
155	参考資料-01 参考図 P-354 の空調換気システム概念図で、EHCU 及び SCU は中性能フィルターと記載されていますが、フィルター効率、JIS 比色法 90%以上で宜しいでしょうか。	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。
156	参考資料-01 参考図の空調換気システム概念図等で、特記なき PAC エアコンのフィルターは、メーカー標準の粗塵フィルターと考えて宜しいでしょうか。(HEAS-02-2013 の清浄度クラスで一般清潔区域以下の部分)	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。
157	参考資料-01 参考図 P-357 の主要室諸元表_空調の空調有無について、風除室(救急)が有りとなっていますが、冷房時は結露する恐れがあり、暖房時は隙間風が多く効果的でないため、パネルヒーターとしても宜しいでしょうか。	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。
158	参考資料-01 参考図 P-357 の主要室諸元表_空調の冬期室内温度について、患者支援相談室、地域連携室、病歴管理室入退院受付が 24°CDB となっていますが、HEAS-02-2013 の外来待合エリア同等とし、22°CDB として宜しいでしょうか。	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。

159	<p>参考資料-01 参考図 P-358 の主要室諸元表_空調の換気回数について、核医学の換気回数 12 回/h となっていますが、添付資料_01 要求水準図 P-42 使用各種及び数量と熱負荷を処理できる換気回数であれば、12 回/h 以下でもよいと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。</p>
160	<p>参考資料-01 参考図 P-359 の主要室諸元表_空調の備考欄について、呼吸器内科採痰室は、局所排気装置系統の給排気は単独となっていますが、システム概念図の通り、排気が単独と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。</p>
161	<p>参考資料-01 参考図 P-360 の主要室諸元表_空調の特殊排気風量について、切出室の機器が、各種什器・医療機器配置計画図と整合しておらず、部屋の広さからも配置できないと思われます。平面図を正として、各種什器・医療機器配置計画程度と考えて宜しいでしょうか。(諸元表の風量の場合は、熱源容量の概略選定における外調機の風量も不足しています。)</p>	<p>参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。</p>
162	<p>添付資料-02 工事区分表 P-2/4 にて入退室管理設備のカードについて、指定枚数との記載がありますが、必要な指定枚数をご指示下さい。</p>	<p>要求水準図_電気設備計画概要_(15)入室管理設備計画に記載のとおり、「医師及びスタッフその他職員数を考慮した枚数」を想定しています。2000 枚程度とお考え下さい。</p>
163	<p>添付資料-07 に記載の通り、本工事における神明公園既存樹木の処分・既存工作物の処分に関しても県土整備部の指定事業者の指定施設へ搬入すると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>既存神明公園施設内工作物及び外構等の解体撤去工事も該当いたします。</p>
164	<p>汚泥・杭残土に関して受入地の指定は無しという事で考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
165	<p>低入札価格調査実施要領の「4 入札の執行」に「最も総合評価点が高かった者の積算内訳書 (VE 前) に記載された工事価格 (合計) が基準調査価格を下回った場合は落札者の決定を保留するものとし、落札者を後日決定する旨を通知し、入札を終了する。」とあります。VE 前の入札価格が基準調査価格を下回った者に対して、低入札価格調査を実施すると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

166	VE 前入札価格は基準調査価格を下回らず、採用された VE を含めると基準調査価格を下回った場合、低入札調査の対象となるのでしょうか。	低入札価格調査の対象とはなりません。
167	【参考図-建築図 94】 外周のバルコニー躯体は PC でしょうか？ その場合、PC 割付図や単品図等あればご提示願います。	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。
168	【参考図-建築図 94】 手摺 A StFB 16*50 の格子ピッチ、展開図をご提示願います。	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。
169	【参考図-建築図 94】 手摺 C の 2F~4F すべて下端部納まりが切れて不明の為、ご指示願います	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。
170	【参考図-建築図 94】 Y1 通りの外壁腰壁の断面をご指示願います。 ※外装下地鉄骨が不明のため（耐風梁か？梯子型のチャンネル鉄骨か？）	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。
171	【参考図-建築図 94】 手摺 C の断面・展開図等をご提示願います。	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。
172	【参考図-建築図 94】 地下外周壁の止水版の有無と打ち継ぎ目地の仕様についてご指示願います。	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。
173	【参考図-建築図 95】 RFL のパラペット納まりをご指示願います。	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。
174	【参考図-建築図 95】 6F 屋上の大梁上や 4F の屋上のスラブ段差などの嵩上げ鉄骨が多く見受けられるので、嵩上げ鉄骨図もしくは、数量、標準断	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断くだ

	面をご指示願います	さい。
175	<p>【参考図-建築図 95】</p> <p>軒天 A・軒天 C の天井下地鉄骨の仕様をご指示願います。</p>	<p>参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。</p>
176	<p>【参考図-建築図 95】</p> <p>質問番号 3 同様、外周の腰壁付きバルコニー躯体は PC でしょうか？その場合、PC 割付図や単品図等あればご提示願います。</p>	<p>参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。</p>
177	<p>【参考図-構造図 177】</p> <p>減衰こまの鉄骨取合い納まりと下部 RC 基礎の詳細をご指示ください。</p>	<p>参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。</p>
178	<p>【要求水準書 第 4 章 第 1 節 1 3）】</p> <p>契約締結後速やかに提出する「科目・細目を含めた参考内訳明細書」とは、入札等提出書類のうち、開札日までに提出できるよう準備しておくこととされている参考内訳明細書（書式自由）のことと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
179	<p>【要求水準書 第 4 章 第 1 節 1 3）】</p> <p>契約の条件・数量は、契約締結後速やかに提出する「科目・細目を含めた参考内訳明細書」によって定めるものとし、実施設計時や施工中に条件変更・追加増減があった場合は、申請書等に関する質問回答書の番号 32 の回答にあるとおり、参考内訳明細書と比較するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
180	<p>【要求水準書 第 4 章 第 1 節 1 4）】</p> <p>貴市で定めるインプレスライド条項の適用基準をお示しください。</p>	<p>横須賀市ホームページ（ホーム＞市政情報＞入札・契約・検査＞入札の広場＞入札・契約情報＞入札情報ポータルサイト（外部サイト）＞入札制度関連情報＞インプレスライド条項の運用基準）をご覧ください。</p>
181	<p>感染系排水・検査系排水・RI 排水において、流入流量が不明です。設計協力メーカーをご教示ください。</p>	<p>要求水準図_P41_(4)排水設備計画に記載している想定数量で計画しています。なお、横須賀市として設計協力メーカーは把握しておりません。</p>

182	<p>要求水準書に詳細な仕様の定めが示されていない箇所については参加各社ごとの解釈で提案すれば宜しいでしょうか。</p> <p>また、設計プランについての配点がないため、各社の提案に相当なばらつきが生じることが予想されます。この点につきまして貴所のご見解をいただきたくお願いいたします。</p>	<p>要求水準書に詳細な仕様の定めを示していない箇所については、参加各社ごとの解釈でご提案ください。</p> <p>また、設計プランに対する技術提案に関する加算点はありませんが、VE提案により総合評価点に反映されるものと考えています。</p>
183	<p>見積積算するにあたり下記資料を急ぎご開示願います。</p> <p>■壁種図(一般間仕切、耐火間仕切)</p>	<p>提示した資料を基にご検討ください。</p>
184	<p>見積積算するにあたり下記資料を急ぎご開示願います。</p> <p>■建具表・建具キープラン</p> <p>「参考資料-1 参考図 15～84」にて建具寸法のみ記載あり (パーテーション・スライディングウォール・ボックス含め)</p>	<p>提示した資料を基にご検討ください。</p>
185	<p>見積積算するにあたり下記資料を急ぎご開示願います。</p> <p>■外部仕上表</p> <p>「参考資料-1 参考図 94～96 矩計図」にて一部記載あり</p>	<p>提示した資料を基にご検討ください。</p>
186	<p>見積積算するにあたり下記資料を急ぎご開示願います。</p> <p>■防水範囲図</p> <p>内部側は参考図 124～129 に記載有(全てかどうかは不明)</p> <p>外部側は矩計図にあり 平面の資料はなし</p>	<p>提示した資料を基にご検討ください。</p>
187	<p>見積積算するにあたり下記資料を急ぎご開示願います。</p> <p>■階段詳細図</p>	<p>提示した資料を基にご検討ください。</p>
188	<p>見積積算するにあたり下記資料を急ぎご開示願います。</p> <p>■サインリスト・キープラン</p>	<p>提示した資料を基にご検討ください。</p>
189	<p>見積積算するにあたり下記資料を急ぎご開示願います。</p> <p>■家具詳細</p> <p>諸室リストに記載あり 詳細の記載は無し</p>	<p>提示した資料を基にご検討ください。</p>
190	<p>見積積算するにあたり下記資料を急ぎご開示願います。</p> <p>■シート工事関連</p> <p>工事区分で建築工事の物 放射線鉛シート</p>	<p>提示した資料を基にご検討ください。</p>

	等	
191	見積積算するにあたり下記資料を急ぎご開示願います。 ■ストレッチャーガード・ベッドガード・廊下手摺の範囲図および仕様	提示した資料を基にご検討ください。
192	見積積算するにあたり下記資料を急ぎご開示願います。 ■天井伏図 下り天井・間接照明・スクリーンボックス・ピクチャーレール・カーテンレール・点滴用レール・点滴用フック・ブラインドボックス等・天井点検口 上記の位置不明	提示した資料を基にご検討ください。
193	見積積算するにあたり下記資料を急ぎご開示願います。 ■手術室内装詳細	提示した資料を基にご検討ください。
194	要求水準図にある、サイト波及び余裕度検討波の提示がありませんが、今回の参考資料-01の構造図は過去における代表的な観測波3波+平成12年建設省告示1461号に基づく模擬波3波を対象としたものと考えてよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
195	実施設計において上記サイト波、余裕度検討の結果で生じる可能性のある躯体増は、実施設計後にご精算いただけると考えてよろしいでしょうか。	添付資料-1:要求水準図では具体的な構造計画を示しておりません。 不明な部分につきましては適宜ご判断頂く必要があります、変更は生じません。
196	添付資料-01_要求水準図上下動に対する検討は設計クライテリアを満足させることとありますが、現在参考図-01の構造断面は上下動を含めて上部構造の設計クライテリアである弾性限耐力以内になっていると考えてよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。 ただし、基本設計時はサイト波及び余裕度確認レベル地震波による水平動の影響を考慮した検討となっております。
197	要求水準書を作成した設計事務所が、本総合評価一般入札に参加している場合、施工方法以外のVE提案はないと考えて良いでしょうか。	施工者の特性に応じた設計も可能になると考えられますので、設計内容に関するVE提案も有り得ると考えます。
198	要求水準図P.2で「建築物又は工作物について、蓼原古墳との離れは最小2m程度計画する必要あり」とありますが、古墳の外周にある蓼原遺跡ラインについては離隔の記載がありません。遺跡エリアについては建設が可能ということでしょうか。参考資	蓼原遺跡への影響を抑えるため、病院本棟やオイルタンクの手留め等から蓼原古墳までの離隔を確保しております。その結果、遺跡エリアから病院本棟等が外れたものとなります。

	料4によると隣地の神明小学校は古墳ラインとは離隔を取っていますが遺跡エリアの中に建っています。要求水準図で遺跡エリアを外している理由は何でしょうか？	
199	要求水準図 P. 56 ピット階平面図において湧水ピットと埋め戻しの使い分け理由が不明です。根拠をご教示ください。	原則として埋戻しとしていますが、一部、地下水位を考慮し湧水ピットを南側及び北側に設けています。特に、RI 排水処理及び感染系排水処理設備置場に隣接させて湧水ピットを設けることで、上記排水処理設備に対する湧水の影響を低減させることを意図しています。
200	屋上ヘリポート（飛行場外離着陸場）の進入方向として、要求水準図では東側および北側に設定されていますが、西側あるいは南側に設定することは可能でしょうか。	ヘリポートの進入方向は基本設計時点の想定となります。本工事にて具体的なヘリポートの協議、計画を行ってください。
201	要求水準書の添付資料-2（工事区分表）に天吊テレビ・モニター、壁付テレビ・モニターの下地補強は本工事とありますが、設置予定場所をお知らせください。	現時点で設置場所は想定していません。適宜ご判断ください。
202	要求水準書 P. 29（2）実施設計業務及び関連業務⑩病院へのヒアリング業務において、要求水準とは異なった要望があり、建設費に影響が出た場合は発注者の負担と考えて良いでしょうか。	貴見のとおりです。
203	要求水準図は各法令・条例に準拠したものと理解して良いでしょうか。許認可手続きにて変更が生じ、建設費に影響が出た場合は発注者の負担と考えて良いでしょうか。	基本設計の段階では法令に適合しているかの確認を行っていません。実施設計者の責において法令に適合するようにしていただかなければならず、建設費に影響が生じた場合は受注者の負担とします。
204	添付資料 01-要求水準図 P. 7 の配置計画方針で「敷地外周部に車両ルートを確保し、建物エリアを最大限確保」とありますが、将来的に駐車場部分に増築する可能性があるというお考えでしょうか。	将来対応については、添付資料-1 要求水準図第1章第3節10)をご確認ください。
205	要求水準図において、地下ピットにある、災害時排水貯留槽、雑用水受水槽の必要容量をお知らせください。	要求水準図_P39_図1 通常時及び災害時の水供給フローからご計画ください。
206	要求水準図において、免震層下に、一部だけ湧水ピットがある理由をお知らせ下さい。	原則として埋戻しとしていますが、一部、地下水位を考慮し湧水ピットを南側及び北側に設けています。特に、RI 排水処理及び感染系排水処理設備置場に隣接させて湧水ピットを設けることで、上記排水処理設備に対する湧水の影響を低減させることを意図しています。

207	要求水準図に記載の配置、平面、立面、断面図の CAD データをいただけないでしょうか。	提示した資料を基にご検討ください。
208	実施設計完了後、本体工事着工まで 10 か月ありますが 2023 年 2 月着工が条件でしょうか。	着工開始時期は想定であり、条件ではございません。
209	開院準備に 3 カ月有しておりますが具体的に何を行うのかご教示ください(別途工事等々)。	別途工事及び病院移転の準備を想定しています。
210	要求水準書（及び添付資料）と参考資料との齟齬については、要求水準書を優先とすることで宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
211	提案書を作成する中で要求水準書、設計図書の不備が発見された際は公平性の観点から再度質疑する機会をいただきたくお願いいたします。	再度質疑する機会は想定していません。
212	ヘリポートにおいて、進入方向はどのような経緯、協議を経て決定されているのかご教授ください。	ヘリポートの進入方向は基本設計時点の想定となります。本工事にて具体的なヘリポートの協議、計画を行ってください。
213	防災計画評定について、関係協議先との協議内容をご教授ください。	<p>基本設計段階であったため、概要は参考資料－1 参考図に記載のとおりとなります。</p> <p>建築防災計画評定申込要領並びに「新・建築防災計画指針（平成 7 年発行）」に記載がありますが、日本建築センターからの助言事項として下記となります。</p> <p>（日本建築センターからの助言事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災計画評定の場合、指摘及び審査等は委員会の先生方が行い、一担当者では明確な回答が出来ないため、これまでの事例をふまえた助言を行う。 ・病院の場合、病院利用者がほぼすべての位置から 2 方向避難の確保が求められるためバルコニーを設置することで他の区画へ避難できることが望ましいとされている。 ・他の区画への避難のためのバルコニーを設置しない場合、その代替案が求められる。 <p>代替案としては、廊下を一次滞留スペースに出来るように、病室と廊下の壁や等を籠城区画又は防火区画する方法が考えられる。また、スタッフステーションと廊下も籠城区画又は防火区画することが求められる可能性が高い。スタッフステーションが火元となることを想定する必</p>

		<p>要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手術室、ICU 等避難が困難な患者がいるエリアは、一時籠城方式(籠城区画)をとることが基本とされる。区画は前室を設け、手術室等と前室、前室とその他のエリアを区画することが基本とされ、排煙設備等の設備系統も独立させることが望ましい。また、火災時において隣り合う籠城区画同士の往来は原則不可となる。
214	<p>参考資料-1、参考図 各種什器・医療機器配置計画 P55～57 において、各手術室内の手術台、シーリングコラム、无影灯は実線表記ですが、工事区分表より別途工事として宜しいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
215	<p>敷地境界位置と真北の CAD データをご提示いただけませんか。</p>	<p>提示させていただいた資料でご検討ください。</p>
216	<p>要求水準図 P.36 (10) 電気時計設備計画 有線式電気時計設備としては総合受付等のみで、電池式壁掛時計を設置する箇所は「共通時間の認識が必要な室(スタッフステーション等)…」が、それに当たると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。ただし、実施設計にて、病院との打合せを行い、設置個所の確認を行う必要があります。</p>
217	<p>要求水準書 (P13) ⑤3 階、手術室各室の壁埋込機器の詳細仕様(機器リストなど)をお教え下さい。</p>	<p>現時点で壁埋込機器の詳細は想定していません。適宜ご判断ください。</p>
218	<p>要求水準書 (P15) の (5) ①に屋上のアスファルト防水は、想定耐用年数 65 年以上の高耐用仕様とありますが、要求水準図 (P20) の表 6 に記されている B I-1 工法はメーカーカタログでの耐用年数 35 年です。 B I-1 工法(耐用年数 35 年)を正としてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
219	<p>要求水準書 (P14) の⑨7 階に、「7 階の機械室及び電気室は、浮床構造とすることを検討すること」、要求水準書 (P15) の (5) ①に「屋上のアスファルト防水は、想定耐用年数 65 年以上の高耐用仕様とすることについて検討すること」とあります。 検討することとありますが、実施設計中の詳細検討で、現時点ではその費用を見込まないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

220	<p>要求水準図（P20）の表6で外壁E C Pパネルの仕上が外壁用塗膜防水材仕上となっていますが、参考図（P94～96）の矩計図の仕上表では塗装仕上げとなっています。要求水準図（P20）の外壁用塗膜防水材仕上が正と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>外壁用塗膜防水材とは建築工事標準仕様書・同解説 JASS8 防水工事におけるアクリルゴム系塗膜防水工法・外壁仕様（L-AW）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年4章2節4.2.2(10)（イ）外壁用塗膜防水材となります。</p> <p>なお、仕上がりは仕上げ塗料となっております。</p>
221	<p>上記の考えが正の場合、参考図（P94～96）の矩計図の仕上表で外壁下地がコンクリート打放しやALC t35の場合も塗装仕上ではなく、外壁用塗膜防水材仕上が正と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>（多孔質のALCやクラックの恐れのあるコンクリート上への塗装仕上げは外壁としての品質上好ましくないと考えます。）</p>	<p>外壁用塗膜防水材とは建築工事標準仕様書・同解説 JASS8 防水工事におけるアクリルゴム系塗膜防水工法・外壁仕様（L-AW）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年4章2節4.2.2(10)（イ）外壁用塗膜防水材となります。</p> <p>なお、仕上がりは仕上げ塗料となっております。</p>
222	<p>要求水準図（P54～71）計画図について、技術提案書やVE提案書の説明図に利用するために、CADデータを提供していただけないでしょうか。</p>	<p>提示した資料を基にご検討ください。</p>
223	<p>要求水準図（P72）外構図-1の植栽本数、密度（株数/m²）をお教えいただけませんか。</p>	<p>関係法令等に適合する範囲で適宜ご判断ください。</p>
224	<p>添付資料-3、申請等手数料一覧に、省エネ適判が標準入力法となっています。一般的にはモデル建物法も広く用いられているのでモデル建物法でもよろしいでしょうか。</p>	<p>可能となります。</p>
225	<p>参考図（P5）（1）病室については、「病室内における水廻りまでの手摺の設置を行う」とありますが、手摺の範囲、仕様をお教え下さい。</p>	<p>参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。</p>
226	<p>参考図（P94～96）矩形図-1～3の凡例に、特記なき限り断熱材壁天井部は耐火コートを塗布とありますが、特記が見当たりません。</p> <p>壁、天井内部の断熱材には全て耐火コートを塗布することでよろしいでしょうか。</p>	<p>参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。</p>
227	<p>参考図（P94、95）矩形図-1、2でOF-5人工木デッキ鋼製床組の使用範囲が不明ですのでご指示下さい。</p> <p>要求水準図（P63）6階平面図に書かれて</p>	<p>参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断くだ</p>

	いる屋上庭園（円弧のラインと外壁との間）、屋上リハビリスペース（X1～X3-3705、Y1～Y1+9000 間および X8+3850～X10、Y1～Y1+5000 間）と考えてよろしいでしょうか。	さい。
228	参考図（P109）諸室リスト-1の共通事項に、「原則として共用廊下には手摺及びコーナーガード（両側）、スタッフ廊下にはストレッチャーガード及びコーナーガード（両側）を設置する」とあります。基本設計時での病院さんの要望との齟齬や各社の見積数量に大きく差が出るのを避けるために、具体的な範囲をご指示いただけないでしょうか。	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。
229	参考図（P116）諸室リスト-8で器材庫（将来手術室1・ハイブリッド）、器材庫（手術室9将来設置）の内装タイプが手術Aとなっていますが、参考図（P55、57）各種什器・医療機器配置計画室には手術室内側のふかし壁がありません。これらの室の仕上は、器材庫1-2と同様、職員Aでよろしいでしょうか。	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。
230	参考図（P116）諸室リスト-8で、器材庫（将来手術室1・ハイブリッド）の鉛3.0mmは将来工事に対応するということがよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
231	参考図（P367）行政手続きスケジュールでは、実施設計（想定12ヶ月）の後に手続き対応期間（想定約10ヶ月）とあります。計画通知での指摘事項により図面の修正作業が発生すると思われますので、実施設計図の納品時期は、手続き対応期間の後と考えてよろしいでしょうか。	契約約款及び要求水準書をご確認ください。
232	参考図（P94～96）および構造図に屋上スロープ等付帯鉄骨の部材メンバーが記載されていません。ご指示下さい。	参考図は基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算するための補足資料です。不明な部分につきましては適宜ご判断ください。
233	【開発、条例等の手続きに関するヒアリングについて】 開発、条例等の手続きに関するヒアリングを、横須賀市様の各所担当窓口に行うこと	本業務の申請手続きスケジュールについての問い合わせは不可とします。

	は可能でしょうか。	
234	<p>【開発、条例等の手続きに関するヒアリングについて】</p> <p>個別に担当窓口へヒアリングを行えない場合は、例えば、建設準備室様を窓口にしたヒアリングを行うことは可能でしょうか。</p>	本業務の申請手続きスケジュールについての問い合わせは不可とします。
235	<p>要求水準書 2 頁 第 1 章第 3 節 4) にて、「……仮使用認定申請手続き及び関連業務は全て受注者の業務とする」とございますが、これらに要する費用については、発注者様のご負担としていただけますでしょうか。</p>	要求水準書に記載のとおりとなります。
236	<p>要求水準書 4 頁 第 2 章第 2 節 3) にて、「本工事対象用地には、土壌汚染が疑われる工場・事業所の設置履歴はない。」とございますが、土壌汚染等が判明した場合には工事請負契約約款第 23 条に基づき、要求水準書の訂正が行われ、契約期間、契約代金額を変更いただけるという認識でよろしいでしょうか。</p>	貴見のとおりです。
237	<p>要求水準書 4 頁 第 2 章第 2 節 4) にて、「本工事対象用地の一部は埋蔵文化財包蔵地である。」とございますが、施工に際して埋蔵文化財が発見された場合、どのような取扱いとなるかご教示願います。</p>	<p>添付資料－1 要求水準図第 1 章第 2 節 1) (2) 並びに参考資料－1 参考図第 4 章 3) をご確認ください。</p>
238	<p>要求水準書 5 頁 第 2 章第 2 節 5) にて、「本工事対象用地における埋蔵文化財の試掘調査を行った地点において、……地中障害物の存在は確認されていない。」とございますが、本工事対象用地内で地中障害物が発見された場合、どのような取扱いとなるかご教示願います。</p>	契約約款第 32 条に基づき判断させていただきます。
239	<p>要求水準書 24 頁 第 4 章第 1 節 5) (4) ①にて、「監督員は、提出された実施設計図書が要求水準及び提案書類等を満たさない場合、又は受注者及び発注者の協議において合意された内容に合致しない場合には、受注者の責任及び費用負担において是正を求めることがで</p>	要求水準書に記載のとおりとなります。

	<p>きる。」とございますが、受注者の責に帰すべき事由がない場合の費用については、発注者様のご負担としていただけますでしょうか。</p>	
240	<p>要求水準書 25 頁 第 4 章第 1 節 6) (4) ①にて、「監督員は、提出された実施設計図書の内容が技術提案及び V E 提案又は受注者及び発注者の協議において合意された内容に合致しない場合には、受注者の責任及び費用負担において是正を求めることができる。」とございますが、受注者の責に帰すべき事由がない場合の費用については、発注者様のご負担としていただけますでしょうか。</p>	<p>要求水準書に記載のとおりとなります。</p>
241	<p>要求水準書 26 頁 第 4 章第 1 節 1 1) (2) にて、「……提出先の変更に伴い費用が変更した場合、記載内容以外にも必要な手続き等における費用が発生した場合も受注者の負担とする。」とございますが、受注者側が予見できない手続きに関する費用については、発注者様のご負担としていただけますでしょうか。</p>	<p>要求水準書に記載のとおりとなります。</p>
242	<p>要求水準書 30～31 頁 第 4 章第 3 節 1) (3) ①にて、「……工事完了後の近隣家屋調査において、工事に起因する損傷等が認められた場合は……受注者が自らの負担により現況復旧すること。」とございますが、受注者が善管注意義務を果たしても避けることのできない振動、地盤沈下による損傷等については、工事請負契約約款第 42 条に基づき、発注者様のご負担という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>契約約款第 42 条に基づき判断させていただきますが、受注者は要求水準書の記載を踏まえた相応の善管注意義務を負っていることが前提となります。</p>
243	<p>要求水準書 32 頁 第 4 章第 3 節 2) (2) ②にて、「受注者は、工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないように留意するとともに、万一発生した場合には、受注者の責任において対応すること。」とございますが、受注者が善管注意義務を果たしても避けることのできない損害については、工事請負契約約款第 42 条に基づき、発注者様のご負担という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>契約約款第 42 条に基づき判断させていただきますが、受注者は要求水準書の記載を踏まえた相応の善管注意義務を負っていることが前提となります。</p>

244	<p>詳細設計付工事請負契約書 詳細設計付工事請負契約書にて、部分払 (3回以内)との記載がございますが、各 年度内において3回以内という認識でよろ しいでしょうか。</p>	<p>契約約款第 53 条をご確認ください。</p>
245	<p>工事契約約款第 67 条(2)、(3) 受注者の催告に因らない解除権について、 (2)実施設計業務の中止期間、(3) 建設業 務の施工の中止期間が契約期間の 100 分の 50 (契約期間の 100 分の 50 が 6 ヶ月を超 えるときは 6 月) とございますが、6 ヶ 月、6 月をそれぞれ 2 ヶ月にご変更いただ けますでしょうか。</p>	<p>変更することはできません。</p>